

大津市イベント情報集約サイトバナー広告募集要項

1 目的

大津市イベント情報集約サイトにバナー広告（以下、「広告」という。）を掲載し、掲載広告料を得ることにより、市の自主財源を確保することを目的として、広告を掲載する広告主を募集する際に必要な事項を定める。

2 広告掲載の募集内容

（１）広告の掲載箇所

大津市イベント情報集約サイトのトップページ

【広告１】「イベントを探す」エリアと「大津市のイベント」エリアの間

【広告２】「人気ランキング」エリアの上部

～図挿入～

（２）広告の種類

【広告１】イベントなどの開催を宣伝する広告

【広告２】企業ホームページなどその他の広告

（３）広告の規格、掲載の期間、掲載料

広告	広告の大きさ	データ形式	データ容量	枠数	掲載の期間 （１枠当たり）	掲載料 （１枠当たり）
広告１	縦９０ピクセル、横７２８ピクセル	G I F 又は J P E G。ただし、アニメーション形式を除く。	１００キロバイト以下	３	１日から３１日以内を１単位とし、一度に最大６単位まで申込みが可能	１単位につき ３０，０００円
広告２	縦５０ピクセル、横１５０ピクセル			６	１か月を１単位とし、一度に最大１２単位まで申込みが可能	１単位につき １０，０００円

- ・ 広告の規格等については大津市イベント情報集約サイト広告掲載取扱要領（以下、「要領」という）第６条に定めるとおりとする。
- ・ 広告の掲載期間については要領第１０第１項及び第２項に定めるとおりとする。
- ・ 広告掲載料については要領第１１条第１項に定めるとおりとする。

（４）申込期限

随時、申込を受け付ける。

（５）支払期限

要領第１１条第３項に定めるとおりとする。

(6) 注意事項

- ・ 広告掲載にあたっては、要領を遵守すること。
- ・ ページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、大津市イベント情報集約サイト広告表現ガイドラインを遵守すること。
- ・ バナー画像は、広告主が用意すること。
- ・ 広告内容およびデザインについて、修正を依頼する場合がある。

(7) 掲載できない広告

大津市広告掲載要綱及び大津市広告掲載基準に定める広告掲載等の基準を満たさないもの。

(8) その他

- ・ 広告 1 もしくは広告 2 の区分の選択は可能であるが、広告の掲載位置は指定できない。
- ・ 当サイトの構成上、画面の設定や文字サイズ等によりバナーの配置が変化する場合がある。
- ・ 広告の内容等、掲載された全ての事項は広告主が責任を負う。また、広告の内容等については、市が推奨しているものではない。

3 申込方法

所定の電子申請により申込を行う。

附則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。